改 正 前 改 正 後

(前略)

(定義)

- 第2条 この規程において「排出水・廃棄物」とは、 別表第1に掲げる物であつて、放射性物質及びこれ により汚染されたもの以外のものをいう。
- 2 この規程において「特別管理廃棄物」とは、<u>排出水・廃棄物</u>のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものをいう。

3 (略)

(中略)

(部局等の長の職務)

第4条 (略)

3 部局等の長は、当該部局等において生ずる特別管理廃棄物を適正に処理するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の2<u>第4項</u>に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者(以下「特別管理責任者」という。)を指名し、第1項の職務のうち、特別管理廃棄物に係る職務を行わせるものとする。

4 (略)

(処理基準等の遵守)

第5条 職員、学生等は、実験廃液等の処理に当たつては、総長が別に定める<u>処理基準</u>のほか、当該部局等において定めるところに従い行うものとする。

(定義)

第2条 (同 左)

- 2 この規程において「特別管理廃棄物」とは、<u>廃棄物</u>のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康 又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性 状を有するもの<u>として別表第1の特別管理廃棄物</u> 欄に掲げるもの</u>をいう。
- 3 (同左)

(部局等の長の職務)

第4条 2 (同 左)

- 3 部局等の長は、当該部局等において生ずる特別管理廃棄物を適正に処理するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の2<u>第8項</u>に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者(以下「特別管理責任者」という。)を指名し、第1項の職務のうち、特別管理廃棄物に係る職務を行わせるものとする。
- 4 (同 左)

(構内実験排水系管理委員会)

- 第5条 本学に、別表第3に掲げる事業場を置く。
- 2 事業場内に複数の部局等があり、排水口や排水路 を共用する場合には、別表第2の(1),(2)及び(7)から(12)までのうち、排出水の管理等に関する事項に ついて協議するため、当該事業場に構内実験排水系 管理委員会を置く。
- 3 構内実験排水系管理委員会に委員長を置く。
- 4 委員長は、構内実験排水系管理委員会を招集し、 議長となる。
- 5 構内実験排水系管理委員会の組織及び運営に関 し必要な事項は、関係する部局等の長の協議に基づ き定める。
- 6 部局等の長は、構内実験排水系管理委員会を設置 したとき又は委員長を交代したときは、機構を経 て、総長に報告する。

(貯留基準等の遵守)

第6条 職員、学生等は、実験廃液等の処理に当たつては、総長が別に定める<u>貯留基準・処理方法</u>のほか、当該部局等において定めるところに従い行うものとする。

改 正 改 正 後 前 (同 左) 第6条 (略) 第7条 附 則 この規程は、平成29年10月1日から施行する。 別表第1 (排出水・廃棄物) 別表第1 (排出水・廃棄物) 下水その他の排出水 下水その他の排出水 排出水 排出水 廃棄物 廃棄物 (略) (同 左) 特別管PCBを使用した 特別管PCBを使用した 理廃棄部品 理廃棄部品 感染性一般廃棄物 感染性一般廃棄物 (略) - (同 左) 高燃焼性廃油 引火性廃油 強酸、強アルカリ 強酸、強アルカリ 感染性産業廃棄物 感染性産業廃棄物 特 定廃PCB等・ 特定廃PCB等・ 有 害PCB汚染物 有 害PCB汚染物 (略) - (同 左) 産業廃石綿等 産 業廃石綿等 廃 棄廃水銀等 廃棄 (廃水銀及び廃水銀 物 物 化合物) 重金属類等を (略) 重金属類等を (同 左)

備考 (略)

別表第2 (排出水・廃棄物の管理等に関し部局等の長の行うべき事項)

その他総長が定めるもの

含むもの

なもの

トリクロロエ(トリクロロエチレ

チレン等を含ン、テトラクロロエチ

レンを廃棄物の処理

及び清掃に関する法 律施行規則で定める

基準以上に含む汚泥、

ばいじん、燃え殻、廃

油、廃酸、廃アルカリ

(1) 当該部局等の排出口から排出する排出水について下水道法(昭和33年法律第79号)<u>第12条の11</u>及び水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条第1項の規定に基づき、水質測定又は汚染状態の測定を行い、かつ、その結果を記録し、保存すること<u>(排水口が他の部局等と共同のものであるときは、共用する部局等の間の</u>協議で定められたところに従つて実施するもの

備考 (同 左)

別表第2 (排出水・廃棄物の管理等に関し部局等の長の行うべき事項)

その他総長が定めるもの

含むもの

有機塩素化合(有機塩素化合物等

<u>物</u>等を含むもを廃棄物の処理及び

清掃に関する法律施 行規則で定める基準

以上に含む汚泥、ばい

じん、燃え殻、廃油、

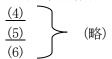
廃酸、廃アルカリ等)

(1) 当該部局等の排出口から排出する排出水について下水道法(昭和33年法律第79号)<u>第12条の12</u>及び水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条第1項の規定に基づき、水質測定又は汚染状態の測定を行い、かつ、その結果を記録し、保存すること。

とする。(6)において同じ。)。

(2) (略)

(3) 当該部局等における排出水以外の廃棄物について廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第6項において準用する第7条第11項及び第12項の規定に基づき、その処理等の結果を記録し、保存すること。

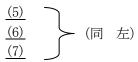


- (7) 当該部局等の排水路を必要に応じて清掃し、排水路の汚泥を採取すること (排水路が他の部局等と共用のものであるときは、共用する部局等の間の協議で定められたところに従つて実施するものとする。)。
- (8) (7) により採取された汚泥その他当該部局等に おける排出水以外の廃棄物を安全に管理し、又は 無害化するための処理等を行うこと。
- (9) 次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる事項を機構を経て総長に報告すること。
 - (ア) (1)の水質測定又は汚染状態の測定の結果 につき報告を求められたとき。その測定記録
 - (イ) (4) の特別管理廃棄物の処理計画又は管理 規程につき報告を求められたとき。その処理計 画及び管理規程
 - (ウ) (5) の特別管理廃棄物の処理に関する記録につき報告を求められたとき。その記録及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第1項に規定する特別管理産業廃棄物管理票
 - (エ) (6)の排出水の水質又は汚染状態が排水基準に適合しないと認められるとき。その事実及びこれについて講じた措置

(2) 当該部局等の水質汚濁防止法第2条第2項に 規定する特定施設及び同法第5条第3項に規定 する有害物質貯蔵指定施設の構造及び使用方法 並びにその付帯設備(床面、配管、排水溝など) について水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総 理府・通商産業省令第2号)第8条の7第2号の 規定に基づき、管理要領を定め、定期に点検し、 かつ、その結果を記録し、保存すること。

(3) (同 左)

(4) 当該部局等における廃棄物について廃棄物の 処理及び清掃に関する法律第12条<u>第13項</u>に おいて準用する第7条<u>第15項</u>及び<u>第16項</u>の 規定に基づき、その処理等の結果を記録し、保存 すること。



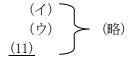
- (8) 当該部局等の排水路を必要に応じて清掃し、排水路の汚泥を採取すること。
- (9) (8) により採取された汚泥その他当該部局等に おける排出水以外の廃棄物を安全に管理し、又は 無害化するための処理等を行うこと。

(10) (同 左)

- (ア) (1)の水質測定又は汚染状態の測定の結果 につき報告を求められたとき その測定記録
- (イ) (2) の特定施設及び有害物質貯蔵指定施設 の構造及び使用方法並びにその付帯設備(床 面、配管、排水溝など)の定期点検の結果につ き報告を求められたとき その点検記録
- (ウ)(5)の特別管理廃棄物の処理計画又は管理 規程につき報告を求められたとき その処理 計画及び管理規程
- (工) (6) の特別管理廃棄物の処理に関する記録 につき報告を求められたとき その記録及び 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条 の3第1項に規定する産業廃棄物管理票
- (オ) (7) の排出水の水質又は汚染状態が排水基準に適合しないと認められるとき その事実及びこれについて講じた措置

改 正 前

- (オ) 前各号のほか、排出水・廃棄物の管理等 に係る事項について報告を求められたとき。そ の事項
- (10) 次の各号の一に該当するときは、あらかじめ 所定の事項を機構を経て総長に届け出ること。
 - (ア) 当該部局等において<u>水質汚濁防止法第2条第2項に規定する</u>特定施設の新設又は構造等の変更を行おうとするとき。

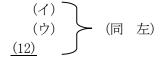


改 正 後

(カ) 前各号のほか、排出水・廃棄物の管理等 に係る事項について報告を求められたとき その事項

(11) (同 左)

(ア) 当該部局等において特定施設<u>及び有害物質</u> <u>貯蔵指定施設</u>の新設<u></u>、廃止又は構造等の変更を 行おうとするとき。



別表第3 (事業場)

- (1) 北部構内事業場
- (2) 本部構内事業場
- (3) 吉田南構内事業場
- (4) 西部構内事業場
- (5) 医学部構内事業場
- (6) 薬学部構内事業場
- (7) 病院構内事業場 (病院東・病院西構内)
- (8) 関田南構内事業場
- (9) 宇治事業場
- (10) 桂事業場
- (11) 熊取事業場
- (12) 犬山事業場
- (13) 大津事業場